

令和8年度滋賀マザーズジョブステーション（近江八幡）等 託児業務委託仕様書

1 趣旨

出産や子育てによる離職後、再就職を希望する女性や、仕事と子育ての両立に悩む女性、社会へ一歩を踏み出したい女性などを支援するために、就労に至るまでの個別相談やアドバイス、仕事と子育てを両立するための保育等の情報の提供、一時預かりの実施、求人情報の提供や職業紹介など一貫した就労支援をワンストップで実施する総合窓口として「滋賀マザーズジョブステーション（以下「ステーション」という。）」が、滋賀県立男女共同参画センター（以下「センター」という。）内に設置されている。このステーション利用時や就職活動中、就職に関する講座等を受講中の託児をはじめ、センター主催事業等への参加者を対象とした託児業務を委託により実施する。

2 委託業務の名称

令和8年度滋賀マザーズジョブステーション（近江八幡）等託児業務

3 業務実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。ただし、別紙の「センター休所日」を除く。また、休所日を変更あるいは臨時に休所日を設定することがある。

4 業務内容

6の託児対象について、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 託児業務
- (2) 託児申込みの受付、問い合わせ対応
- (3) 託児室の安全確保、衛生管理、清掃等
- (4) 月間活動実績報告書の作成、提出
- (5) 業務実施日ごとの「点検確認表」の作成、提出
- (6) その他、上記の委託業務を遂行する上で必要な事務、打合せ会議への出席、作業など

5 業務実施場所

センター内の託児室（幼児室）他。所在地は、近江八幡市鷹飼町 80-4。

6 託児対象

生後6か月から小学校就学前の健康な乳幼児で、次に掲げる事項に該当する者（別記「センター事業計画一覧」）

- (1) ステーションの相談窓口を利用する者、就職活動中あるいは職業訓練中でステーションの紹介による企業訪問を行う者で託児を必要とする者
- (2) 男女共同参画相談や女性のためのビズチャレンジ相談を利用する相談者で、託児を必要とする者
- (3) センターで開催のステーション関連講座に参加する者、その他センターが主催または共催する講座等の事業参加者で託児を必要とする者
- (4) 保育所入所受付開始前に就労支援を集中的に行う「保活直前！お仕事探し応援ウィーク」の期間中に実施する次の事業に参加する者で託児を必要とする者
 - ① 合同面接会・説明会（1回、4時間程度）
 - ② 市町による保育情報等説明会（3回、各3時間程度）

- (5) その他、図書・資料室等のボランティア従事者等センターが託児を必要と認める者
なお、上記対象児童を託児する際、その兄弟で小学校低学年の児童について、同時に託児依頼をすることがある。

7 業務実施体制について

受託者は、ステーション利用者ならびにセンター事業参加者等で託児を必要とする者を対象に、下記のとおり託児業務を実施するものとする。

- (1) 託児室の開室時間中は、託児業務従事者として、保育士または看護師資格を有する者を常時2名以上配置すること。
- (2) 乳児対応託児：生後6か月から1歳未満については「乳児」とし、乳児3名につき、託児業務従事者1名以上を配置すること。これを上回る配置は提案のこと。
- (3) 幼児対象託児：1歳以上については「幼児」とし、幼児6名につき託児業務従事者1名以上を配置すること。これを上回る配置は提案のこと。
- (4) ステーション開設時間中においては、上記6-(1)に掲げる者が必要とする託児を、常時5名まで受けられる人員体制を確保すること。
- (5) センターおよびステーションとの連絡調整、勤務割当等スタッフの取りまとめを行うコーディネーターを配置すること。また、必要に応じ上記(1)の託児業務従事者を兼務してもよい。
- (6) 上記(1)の有資格スタッフは、自ら託児業務にあたるとともに、他の託児業務従事者（任意の有資格スタッフ2名を除くスタッフ。資格の有無に関わらず、「サポーター」と称する。以下同じ。）に対して指導・支援を行い、託児業務従事者の配置についても配慮するなど、当委託業務における託児全体の安全を図る役割についても担うものとする。

8 託児室開室時間

原則として、センター開所日の午前9時から午後4時までとする。ただし、日曜・祝日については午前9時から正午までとする。加えて、相談窓口における託児の発生状況、講座の開講時間等の都合で午後5時までの延長託児を依頼する場合がある。延長託児の依頼は、上記6-(1)および(2)の託児では当日の午後4時までに、その他の託児では5日前までに依頼する。

上記の開室時間は、託児を受け入れ可能とすべき時間帯であって、開室準備や後始末については、あらかじめこれに支障がないよう考慮して行うこと。

9 託児サービスの提供内容

- (1) 託児サービスの提供に対して、利用者から料金を徴収しない。
- (2) 託児の飲食物は、アレルギー反応などをはじめとする事故を予防するため、必要な場合であっても利用者の持ち込みに限るものとし、湯茶以外を託児業務従事者が与えることは、原則としてしない。
- (3) 託児時のおむつや着替えなどは、託児を依頼する利用者が持参するものとする。ただし受託者は、あらかじめ利用条件を明示して、利用者がおむつ等の用意を忘れるなどの場合に、利用者の実費負担によりおむつ等を提供することができる。
- (4) 上記(1)～(3)を含め、託児サービスの提供方針について、センターの承認を得て定めるとともに、利用者への周知および託児室への掲示を行うものとする。

10 保険加入

受託者において、託児業務従事者および託児対象乳幼児にかかる傷害保険等に必ず加入するものとする。

11 託児サービス実施手順

- (1) センターから、翌月の講座等の事業予定表を示す。講座等の託児の有無や規模についても、あらかじめ記載する。追加、変更が発生した場合はその都度知らせる。
- (2) 上記6-(1)以外の託児申込みについてはセンターが取りまとめ、利用日の5日前の午後4時までに受託者へ申込みを行うものとする。当日までにキャンセルや変更が判明した場合は、センターより随時連絡するものとし、3日前までは、若干の託児人数の変更にも対応すること。また、年齢や人数などの条件に変更が無く、あらかじめ受託者の了解を得ることを条件に、前日午後3時まで託児の変更を依頼することがある。
- (3) 上記6-(1)の託児申込みについては、利用者が所定の依頼票に記入し、各担当窓口にて「窓口利用者であること」の確認印を受けて、直接受託者へ申込みを行う。申込みは事前あるいは当日に行われるので、これに対応すること。
- (4) 受託者は、(2)および(3)の申込みを受け付け、保育従事者の配置を行い、託児を実施するものとする。
- (5) 他の保育所などにおいて保育士の加配などの措置を受けている児童など、センターにて託児を行う上で配慮を求める申出があった場合は、センターと受託者の間における取決めにより、十分な託児業務従事者の配置を行う、あるいは受入れ託児数の制限を行うなどの特別な対応を行うものとする。
- (6) 託児中に急な体調の変化や、非常に乱暴な振る舞いをするなどの児童が出た場合、特に他の託児へ影響を及ぼす可能性が高いようであれば、該当児童の保護者へ引取りを求めるなど、必要な対応を行うこと。保護者への連絡は、当委託業務担当者または保護者の参加事業主催者を通じて行うこと。
- (7) 託児の実施実績は、毎日その内訳を記録し、託児に使用した各室の「点検確認票」はその日のうちに事務室窓口へ提出すること。また、講座等の種類、乳児幼児の別、年齢別に託児人数と延長託児の数および託児業務従事者数の実績を月ごとに集計して、翌月10日までに提出すること。

12 託児受入数

- (1) 原則として、6-(1)の託児依頼が5名に達した場合、受託者は託児依頼を保留することができる。託児数が4名以下となったときは、速やかに託児依頼の保留を解除するものとする。
- (2) 託児室（準備室含む）のスペースは、同時に乳幼児20人までの託児を想定した広さである。従って、託児が20人を超える見込みとなった場合には、その都度、託児に使用する部屋をセンターがあらかじめ追加して用意する。
- (3) 6-(1)以外の年間受入託児数は650人と見込む。
- (4) (3)の年間受入託児数に対し、実績が110%を超える見込みとなった場合は、センターと受託者の間でその対応を協議するものとする。
- (5) 各月の委託期間が終了した後、その期間中の延長託児時間数を集計し、センターに報告すること。延長託児が発生した月は、延長託児時間数に延長託児単価を掛け合わせた金額を加算して、委託料を請求するものとする。
- (6) 延長託児は年間50回（時間）を見込む。また、延長託児におけるサポーターの出役人数は延べ10人（時間）を見込む。

13 託児室の概要 （位置はセンター平面図参照） （幼児室）

託児室床面積	約 48.5 m ² (幼児用トイレを含む)
園庭面積	約 67.5 m ²
主な設備・備品等	ロッカー、空気清浄機、扇風機、ベビーベッド、電話、ホットカーペット、木製遊具、砂場等

(託児準備室)

託児準備室床面積	約 22 m ²
主な設備・備品等	空気清浄機、扇風機、洗濯機、掃除機、流し台等

この他、授乳室、給湯設備などがセンター内にある。委託業務にあたって使用する光熱水費はセンターが負担する。

これ以外に必要な、遊具、アルコール等の消毒・衛生用品、事務用品等の消耗品類は受託者が用意すること。

14 業務組織表および託児業務従事者名簿の提出

受託者は、契約締結時に業務組織表および託児業務従事者名簿（氏名、保有資格等を記載したもの）を提出することとする。提出内容に変更の生じた場合は、速やかに変更内容について書面で提出すること。

15 業務の改善

受託者は、受託業務の実施にあたり、日常的な作業の手順、手続き関係の取り決め、緊急時の対応手順など、必要なマニュアルを整備することとする。マニュアルは委託者に提出し、内容について確認を受けること。

また、日々の業務の中で、安全性、的確性、公平性、効率性の向上を常に意識し、業務改善に努めなければならない。これにより、随時、必要なマニュアルの修正を行うものとする。

センターは、受託者に対して受託業務に関する調査または報告を求め、必要のあるときは改善を求めることができる。この場合、受託者は、直ちにこれに応じてこの結果をセンターに報告しなければならない。

16 事故予防措置

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、乳幼児の負傷・盗難等の事故防止について万全の措置をとらなければならない。
- (2) 万一、本業務中に不測の事故等が生じた場合、迅速かつ適切に対応するとともに遅滞なくセンターへ報告すること。
- (3) 感染症等の予防に努め、受託者により衛生環境を整えることとし、託児受入れの基準作りや周知、感染拡大の防止などについて、センターとも協議のうえでマニュアル等を整備し徹底を図ること。
- (4) 地震や火災等の際、託児スタッフら受託者が、安全に託児中の児童を避難誘導し、保護者等へ確実に引き渡せるよう、マニュアル等を整備し日頃から備えること。
- (5) センターが実施する防災訓練等には、委託業務に支障のない範囲で参加し、日頃から災害発生時に備えなければならない。また、災害発生時にはセンター職員と協力し、被害の拡大防止に努めなければならない。

17 法令の遵守

本業務の遂行に当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- ・ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・ 滋賀県個人情報保護条例（平成 7 年 3 月 17 日滋賀県条例第 8 号）

18 疑義の解釈

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、別途協議するものとする。

19 その他

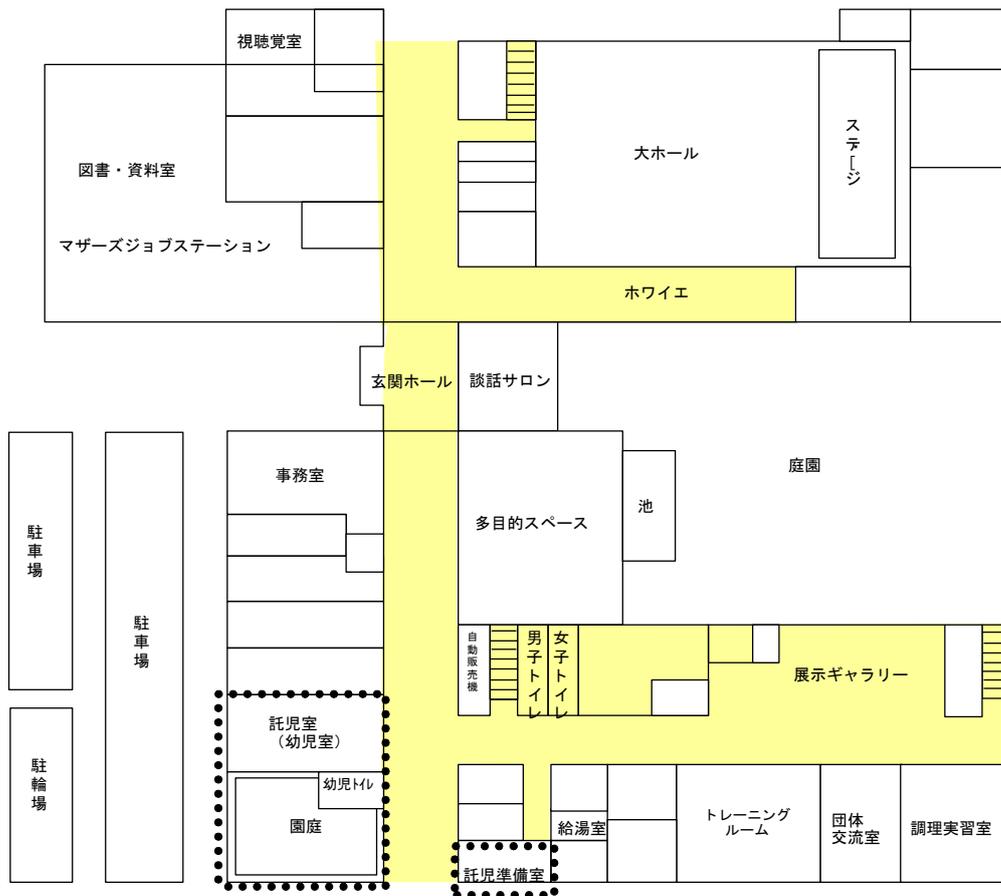
- (1) 受託者は、常に男女共同参画の視点に立って託児業務等を遂行するものとする。
- (2) 委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了後または解除後も同様に有効とする。また、成果物（業務の過程で得られた記録等を含む。）を当センターの許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (3) 委託業務の遂行のために当センターが提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用しないこと。
- (4) 委託業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。また、委託業務に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。
- (5) 当該業務の全部または一部を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。
- (6) 業務上必要な消耗品については、委託料の中から受託者が調達すること。ただし、蛍光灯など施設設備にかかるものは委託者が負担する。
- (7) 託児室および託児室洗面所と便所の床面、窓ガラス、エアコンのフィルタについては、別途専門業者による清掃を年 1～2 回実施する。それ以外の日常的な清掃については受託者が行うものとし、託児準備室については常に受託者で清潔に保つこと。
- (8) センターは、配偶者暴力相談支援センターであることから、緊急の対応や、臨時に特別な対応を要することがある。

別記「センター事業計画一覧」

仕様書6の 託児区分	事業	実施回数	託児見込数 (のべ人数)
6-(1)	ステーション各相談	毎日	700人
6-(2)	男女共同参画相談	毎日	60人
6-(2)	女性のためのビズチャレンジ相談	月2回	12人
6-(3)	ステーション窓口企画講座	年18回	176人
6-(3)	母子相談窓口企画講座（講習会等）	年14回	48人
6-(3)	保育士等再就職支援研修会	未定	4人
6-(3)	保育士再就職支援研修会	年2回	10人
6-(3)	G-NETシネマ	年6回	6人
6-(3)	G-NETフェスタ	年1回	4人
6-(3)	WO・MANネット講座等	年15回	85人
6-(3)	その他センター主催講座等	14回程度	160人
6-(4)	合同面接会・説明会	年1回	30人
6-(4)	市町による保育情報等説明会	年3回	36人
合計			1,181人

※各事業、実施回数、託児数は計画であり見込みであるため、実際の状況とは異なることがある。

滋賀県立男女共同参画センター 1F 平面図



滋賀県立男女共同参画センターへのアクセス

